

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	水産部	漁政課	H24.9.7	海洋サイバネティクスと連携した地域課題抽出事業業務委託	3,000,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 片峰 茂	本業務は、県内各地域の水産関係者が抱える課題やニーズを収集・分析し、今後の水産施策を検討するための基礎資料として整理するとともに、産学官が連携した人材教育体制を充実するものである。長崎大学は平成19年から県内水産関係者を対象とする社会人教育プログラムを開講し、多くの受講生(72名)の現場に出向き、直面している課題を共有しながらその解決に向けた人材教育に取り組んでいる。そこで、現場水産関係者の課題把握の実績を有し、人材教育体制を構築している唯一の機関である長崎大学と契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
2	水産部	資源管理課	H24.4.2	平成24年度長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業業務委託	210,200,000	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 田中 桂之助	(株)長崎県漁業公社は県、漁連、信連、漁協等が出資した沿岸漁業振興を目的とする株式会社で、昭和53年の県栽培漁業センター設立当初より放流種苗生産等業務を受託し、併せて総合水産試験場が技術開発した新魚種の量産化を担うなど県の施策を実用化し得る技術水準や業務体制を有している県下最大の種苗生産機関である。 本業務は県栽培センターの施設を使用して13種の魚介類の種苗生産を行い、同時にセンター施設の管理も委託するものであるが、13種全ての種苗生産実績を有する県内機関はなく、施設管理は年間を通してセンターに常駐する必要がある。 種苗生産施設の管理維持は種苗生産業務と一体で切り離せず、取水・加温設備、餌料生産・採苗施設等は複数魚種で同時期に共用する必要があること、水槽等は魚種毎に使い回しする必要があること、年度毎に計画数量、魚種構成比率も変化することから、本業務は一括契約として、契約先は当該法人1者に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
3	水産部	資源管理課	H24.4.2	平成24年度長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲管理情報処理システム保守・整備業務委託	1,247,400	長崎市大黒町9番22号 大興電子通信株式会社 九州支店長崎営業所 所長 沖田 和郎	本システムは、漁獲可能量の適正な管理を行う目的で県内の漁協、産地魚市場から漁獲情報を収集するために県の委託事業において大興電子通信(株)が開発したものであり、システム障害になった場合、TAC委託業務に支障をきたさない様迅速に対応できる業者はプログラミングを熟知している同業者の他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
4	水産部	資源管理課	H24.4.2	平成24年度長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲可能量(TAC)管理事業	6,700,000	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 柏木 哲	TACの適正な管理を行うためには漁家等情報の迅速かつ的確な把握が必要であり、県内各地の産地市場や漁協にTACシステムを搭載したパソコンを設置し、ネットワークを通じた情報の集積を行っているが、システムの運用においては、専門的知識が豊富で、TAC対象魚種漁獲量の9割を占める中型まき網漁業者で構成する県旋網組合に委託した方が円滑に運用でき、TAC制度の普及指導が容易なため。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	水産部	資源管理課	H24.4.2	平成24年度大中型まき網・ 以西底びき網漁業船員等 確保事業	4,293,000	長崎市鳴滝町2丁目7番18号 東洋漁業株式会社 代表取締役 金子 岩久	雇用創出を図るため、一定期間の研修を実施させるものであり、研修事業が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
6	水産部	資源管理課	H24.4.2	平成24年度大中型まき網・ 以西底びき網漁業船員等 確保事業	2,637,000	長崎市筑後町7番11号 丸福漁業株式会社 代表取締役社長 宮崎 孝一	雇用創出を図るため、一定期間の研修を実施させるものであり、研修事業が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
7	水産部	資源管理課	H24.5.15	平成24年度タイラギ漁業対 策事業	2,400,000	諫早市小長井町小川原浦499番地 タイラギ漁業対策事業受託 共同体 代表者 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	諫早湾及びそこに隣接する有明海は、元来タイラギ及びアサリの主要な漁場であり、それらを食害するナルトビエイが集中的に索餌回遊してくる場であることから、被害の低減と効率的な駆除を実施することが必要である。 業務の実施にあたっては、タイラギ及びアサリの漁場がある共同漁業権の権利者であり、またタイラギ及びアサリを採捕する漁業者が属し、その生息状況及びナルトビエイの生態に関する知見を持つ漁協により構成される共同体が、事業遂行に相当である。	第167条の2 第1項 第2号
8	水産部	資源管理課	H24.5.15	平成24年度有明海漁業振 興技術開発事業に係るホ シガレイ中間育成技術開発 委託業務	12,000,000	島原市雲南2丁目16番地21 島原漁業協同組合 代表理事組合長 北浦守金	本業務は栽培漁業に係る技術と経験を有していること、中間育成技術開発を行うための施設利用(海水冷却装置等特殊な機器)が可能なこと、さらに、養殖業の経験を持ち人工種苗の育成に係る高い技術と経験を有することが求められる。また、砂を使った特殊な養成法を行うため、本手法にかかる養殖管理や疾病対策等の経験が豊富なことも求められることから、放流用種苗の中間育成の経験を有し、これらの条件を満たす団体は、島原漁協に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
9	水産部	資源管理課	H24.5.21	平成24年度磯焼け対策モ デル地区対策事業に係る 大島試験区管理業務	5,925,150	西海市大島町1325番地107 西海大崎漁業協同組合 代表理事組合長 宮原満吉	当該モデル地区は、内湾及び外洋に面した湾の両面性を有し、試験を行ううえで比較検討できる好漁場である。 藻場回復技術の実証のため、生息するウニ・巻貝等の食害生物の効率的な駆除、及び母藻の積極的な投入・設置をするには、実施地域を主漁場とする漁業者の協力が必要であり、また、実施地域は共同漁業権内であることから、本業務は漁業権の権利者である当該漁協に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	水産部	資源管理課	H24.5.29	平成24年度有明海漁業振興技術開発事業に係るタイラギ増殖用貝殻散布作業委託業務	8,354,000	諫早市小長井町小川原浦499番地 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	本業務は、有明海におけるタイラギ増殖技術を開発するため、国の有明海漁業振興技術開発事業を活用して実施するものである。 散布作業の実施場所は、タイラギ浮遊幼生が多く存在する諫早湾内(南共第1号)とし、実施にあたっては南共第1号の共同漁業権管理者であるとともに、タイラギ漁業の経験と技術、及び生息環境等の知識を有しタイラギ漁場の特性を把握、生息場所を熟知している小長井町漁協に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
11	水産部	資源管理課	H24.5.31	平成24年度有明海漁業振興技術開発事業に係るクルマエビ放流効果調査委託業務	1,685,000	島原市雲南2丁目16番地21 島原漁業協同組合 代表理事組合長 北浦守金	有明海栽培漁業推進協議会は、有明海の沿岸漁協が構成員となった組織であり、有明海において栽培漁業を実践し、クルマエビ放流効果調査の技術と経験を有していることから、漁協への水揚状況に応じて、適宜、分析に必要なクルマエビのサンプル確保や、効率的な水揚情報のモニタリングを行うことができる唯一の団体である。 また、多数の活魚が混在する漁協の活魚水槽からサンプルのみを取り上げることは、品質、衛生管理等の観点から、協議会構成員である漁協の職員が最も効率的に行うことができることから、当協議会に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
12	水産部	資源管理課	H24.6.4	平成24年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る国見地区アサリ着底促進効果調査業務	1,635,900	雲仙市国見町土黒甲2番地1 国見漁業協同組合 代表理事組合長 酒井八洲仁	本業務は、国の有明海特産魚介類生息環境調査に係るアサリ着底促進調査で、有明海におけるアサリの主要産地で行う必要があり、平成22年度から国見地区で実施しているが、調査結果を検証していくことで事業の効果が得られるため引き続き国見地区で行う必要がある。 アサリの着底促進状況を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮流やアサリの生態等に関する情報に精通、熟知していることが求められるが、その条件を満たすのは、当該地域で長年アサリの採取作業を行っている漁業者以外にいない。また、その調査区域は共同漁業権内であることから、漁業権を管理している当該漁協に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	水産部	資源管理課	H24.6.4	平成24年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る瑞穂地区アサリ着底促進効果調査業務	1,205,400	雲仙市瑞穂西郷庚210番地5 瑞穂漁業協同組合 代表理事組合長 石田徳春	本業務は、国の有明海特産魚介類生息環境調査に係るアサリ着底促進調査で、有明海におけるアサリの主要産地で行う必要があり、平成22年度から瑞穂地区で実施しているが、調査結果を検証していくことで事業の効果が得られるため引き続き瑞穂地区で行う必要がある。 アサリの着底促進状況を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮流やアサリの生態等に関する情報に精通、熟知していることが求められるが、その条件を満たすのは、当該地域で長年アサリの採取作業を行っている漁業者以外にいない。また、その調査区域は共同漁業権内であることから、漁業権を管理している当該漁協に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
14	水産部	資源管理課	H24.6.5	平成24年度大中小型まき網・以西底びき網漁業船員等確保事業	1,316,000	南松浦郡新上五島町奈尾郷359番地 まるの漁業(株) 代表取締役 野村俊郎	雇用創出を図るため、一定期間の研修を実施させるものであり、研修事業が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
15	水産部	資源管理課	H24.6.18	平成24年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る貧酸素対策調査業務委託	89,985,000	諫早市小長井町小川原浦499番地 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	事業実施地域(諫早湾内)の漁業調整能力並びに漁場等に関する特殊な知識・技術力が求められ、漁場環境を見ながら素早く効果的に業務を遂行する極めて専門性の高い事業であり、価格面だけでなく技術(企画)提案が大切な判断材料であるためプロポーザルによる。 なお、積算書や見積書等価格面についても審査項目に追加する。	第167条の2 第1項 第2号
16	水産部	資源管理課	H24.6.19	平成24年度有明海特産魚介類生息環境調査に係るアサリ生息密度の違いがアサリ生残に及ぼす影響調査及び貧酸素改善効果調査業務	1,269,450	諫早市小長井町小川原浦499番地 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮隆喜	本業務は、国の有明海特産魚介類生息環境調査に係るアサリ生息密度及び貧酸素対策の調査であり、有明海におけるアサリの主要産地で、かつ、貧酸素水塊が発生しやすい諫早湾の小長井地先で行う必要がある。 アサリ生息密度の違いや貧酸素対策調査業務におけるアサリや魚介類の生残に及ぼす影響を効果的に把握するためには、アサリの堀上げやアサリの移植作業に精通し、効率よく作業を行う技術が求められるが、その条件を満たすのは、長年アサリの採取作業を行っている調査地域の漁業者以外にいない。また、その調査区域は共同漁業権内であることから、漁業権を管理している当該漁協に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	水産部	資源管理課	H24.6.20	平成24年度長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲管理情報処理システムデータ移行業務	4,071,900	長崎市大黒町9番22号 大興電子通信(株)九州支店長崎営業所 所長 沖田和郎	本システムは、漁獲可能量の適正な管理を行う目的で、県内の漁協、産地魚市場から漁獲情報を収集するため県の委託事業において大興電子通信(株)が開発したものである。本システム端末は平成24年3月31日をもってリース期間が終了するため、新端末にデータの移行が必要となるが、プログラムを熟知しているのは本業者の他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
18	水産部	資源管理課	H24.6.29	平成24年度漁場環境美化推進事業	4,150,000	長崎市五島町2番27号 長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 川端勲	本事業は有明海において、廃棄物による漁業被害の防止や漁場の保全を図るため、福岡、佐賀、長崎、熊本の各県の漁業者が連携し、率先して漁場清掃活動や環境保全にかかる普及啓発に取り組むことを目的としている。 このため、各県と各県漁連等(佐賀県は佐賀有明海漁協)が有明海沿岸四県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会を設置し、毎年、連携して「有明海クリーンアップ作戦」として漁場の清掃活動等に取り組んでいる。 事業の実施にあたっては、一斉清掃期間の調整、普及啓発活動の実施など、四県漁連等が連携を密にし、意見調整や実践活動に取り組む必要がある。これらの清掃活動は、地元漁業者自らが主体となって行うことが必要であり、また、海面清掃用の用船の手配や回収したゴミの処分方法の検討などについては、従来から各県とも当該活動に参加する漁業者や漁協の上部団体である県漁連等によって各漁協間の連絡調整を広域的、かつ、機能的に行っている。 長崎県漁連は、本事業に参加する有明海の全漁協が加入する団体であり、かつ、本事業を円滑に実施できる唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号
19	水産部	資源管理課	H24.8.20	平成24年度有明海沿岸地区水産環境整備工事	69,510,000	諫早市小長井町小川原浦499番 南北高海区漁業協同組合長会 会長 新宮隆喜	本業務は、有明海の漁業振興対策の一環として、漁場環境の改善を目的に桁網を使用して海底を耕耘するものである。効率的な作業の実施には当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必要のため、地元漁業者が漁船を使用して行うこととしている。委託先については、対象海域の全体的な作業スケジュールや地元漁船との調整、作業の一括管理を行えることが必要であり、それを行える唯一の団体として、地元関係漁協により構成される「南北高海区漁業協同組合長会」と契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	水産部	資源管理課	H24.8.31	平成24年度大中型まき網・ 以西底びき網漁業船員等 確保事業	3,857,000	五島市平蔵町1460 海興水産(株) 代表取締役 中村栄治	雇用創出を図るため、一定期間の研修を実施させるものであり、研修事業が実施可能な漁業会社ということで、委託先が限定される。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
21	水産部	資源管理課	H24.11.21	平成24年度クエ栽培漁 業推進事業に係る種苗 供給安定推進事業委託	5,500,000	佐世保市小佐々町矢岳168 (株)長崎県漁業公社 代表取締役社長 田中桂之助	(株)長崎県漁業公社は県、漁連、信連、漁協等が出資した沿岸漁業振興を目的とした株式会社で、昭和53年の県栽培漁業センター設立当初より放流種苗生産等業務を受託し、県の施策を実用化し得る技術水準や業務体制を有している県下最大の種苗生産機関であり、総合水産試験場が技術開発した養殖用を含む新魚種の全ての量産化事業の受託実績を有し、日常的に技術指導を受けている。 近年、栽培センターに導入されたカサゴ、ホシガレイ、オニオコゼ等についても初期の試験研究段階から、両者が協力して量産技術の移転が行われており、第3セクターのため特許に結びつく技術的な情報資産の管理も行いやすい。 本事業は、漁獲圧の高まりにより早急な栽培漁業の展開が求められているクエ種苗の供給体制の構築が目的であり、将来供給する数量や価格を考慮すると、種苗生産業務を受託している漁業公社への委託が最も効率的である。 また、漁業公社は既に他事業でクエ受精卵からの稚魚育成試験を進めており、本事業で実証を行う親魚から受精卵を得る工程を習得すれば、効率的に一環生産する技術移転が可能となる。	第167条の2 第1項 第2号
22	水産部	資源管理課	H24.12.25	平成24年度有明海漁 業振興技術開発事業に 係るホシガレイ仔魚期 の無目側黒化抑制対策 技術開発委託業務	5,991,000	島原市霊南二丁目16番地21 島原漁業協同組合 代表理事組合長 北浦守金	本業務は、有明海における漁業生産の回復と漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について種苗生産技術、種苗放流技術及び養殖技術を開発する有明海漁業振興技術開発事業の一環として行うものである。 本業務では、栽培漁業を推進する上で重要なホシガレイ種苗のウイルス性神経壊死症[VNN]の感染対策を行うとともに、体色異常を改善し、種苗の良質化技術(ふ化直後から仔魚期における黒化抑制対策)の開発を行う。 委託先には、ホシガレイ仔魚養成と黒化抑制対策手法(砂を使った手法)に係る高い技術と経験を有していること、仔魚養成を行うための施設利用(試験用小型水槽等)が可能ながことが求められる。 以上のことから、本業務の委託先は、県内では島原漁協に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	水産部	資源管理課	H24.12.28	平成24年度有明海漁業 振興技術開発事業に係 るホシガレイ種苗量産 技術開発委託業務	13,016,000	佐世保市小佐々町矢岳168 (株)長崎県漁業公社 代表取締役社長 田中桂之助	<p>本業務は、有明海における漁業生産の回復と漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について種苗生産技術、種苗放流技術及び養殖技術を開発する有明海漁業振興技術開発事業の一環として行うものである。</p> <p>本業務では、栽培漁業を推進する上で重要なホシガレイ種苗の安定量産技術(ウイルス性神経壊死症[VNN]の防除)の開発を行う。</p> <p>委託先には、ホシガレイ量産に係る高い技術と経験を有していること、量産を行うための施設利用(大型水槽等)が可能なこと、VNN防除にあたりVNN検査体制(ウイルス検査施設)が整備されていることが求められる。</p> <p>以上のことから、本業務の委託先は、県内では(株)長崎県漁業公社に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
24	水産部	資源管理課	H25.1.18	平成24年度有明海特産 魚介類生息環境調査に 係る有明地区(布津町) 底質改善業務	5,672,100	南島原市布津町乙1,642番地7 布津町漁業協同組合 代表理事組合長 内田要市	<p>本事業は、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沿岸域において貝殻散布及び攪拌による漁場環境の改善を目的に実施するものである。</p> <p>効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必要のため、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、当該海域の共同漁業権の管理者であり、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことができる唯一の団体である布津町漁協と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
25	水産部	資源管理課	H25.1.18	平成24年度有明海特産 魚介類生息環境調査に 係る有明地区(有家町) 底質改善業務	5,672,100	南島原市有家町石田8番地12 有家町漁業協同組合 代表理事組合長 古瀨正信	<p>本事業は、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沿岸域において貝殻散布及び攪拌による漁場環境の改善を目的に実施するものである。</p> <p>効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必要のため、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、当該海域の共同漁業権の管理者であり、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことができる唯一の団体である有家町漁協と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	水産部	資源管理課	H25.2.5	漁船登録システム導入 サポート委託	1,272,600	東京都渋谷区本町3丁目12番1号 日本事務器(株) 代表取締役社長 田中啓一	本事業は、現行の全国共通版漁船登録システム(NEC製)からのNECの撤退により、今年度新たに漁業情報サービスセンター(JAFIC)が全国共通版として地方自治体向けに開発した漁船情報管理システムを導入するものである。そのため、現行の漁船登録システムで作成されたデータの不整合をチェックし、導入予定の新システムが正常に動作するためのデータ移行及び動作確認を行って、円滑かつ効率的な漁船情報の管理を行うことを目的とするものである。 事業の実施にあたっては、現行システム(NEC製)の仕様を通じ、かつJAFIC版漁船情報管理システム(NEC製)の改修及び保守業務を行った業者が適当である。NECが本事業から撤退している現在では、当時、NECと共同してシステムの改修及び保守業務に携わっていた業者で、現在もJAFICのシステム事業に参加している業者かつNEC製システムの仕様を熟知している業者に導入委託することが適当である。さらには、将来、JAFIC版の資源管理システムの導入を見通し、漁船情報と連携したシステムの機能を構築する場合でも、当該仕様に精通した業者が適当である。 日本事務器株式会社は、本事業を円滑に実施できる唯一の業者である。	第167条の2 第11項 第2号
27	水産部	漁業取締室	H24.4.2	平成24年度漁業取締用航空機借り上げ料	昼間運航1時間/ヒナ172型 69,000円 夜間運航1時間/ヒナ172型 128,400円	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番地188 エス・ジー・シー佐賀航空株式会社 代表取締役 中山 光吉	航空取締りに適した高翼型航空機を複数機保有し、長崎県内で唯一漁業取締業務の実績を有し、昼夜における同業務を円滑に実施でき、また、長崎空港内に事業所を設置し、長崎空港を基地として緊急出動などの対応が可能な九州内で唯一の業者であるため(航空取締を実施しているのは、都道府県で本県のみ)。	第167条の2 第11項 第2号
28	水産部	漁業取締室	H24.4.2	平成24年度指導用海岸局無線業務委託	6,000,000	長崎市柿泊町2496 社団法人 長崎県漁業無線協会 会長 川端 一廣	漁業指導用海岸局として無線業務を実施できるだけの技術、施設、体制を有する県下唯一の無線局であるため。	第167条の2 第11項 第2号
29	水産部	漁業取締室	H24.8.23	24取締船修理第6号 漁業取締船かいおう修理 工事	2,310,000	佐世保市千尽町6-3 前畑造船株式会社 代表取締役 田頭 慎一	本業務は、漁業取締船かいおうの左舷側ウォータージェット吸込み口グリッド下部設置部に生じた亀裂補修のためのものであり、早急に浮ドックにより上架修理を行う必要が生じたが、県内で浮ドックを保有する4社に稼働状況を確認した結果、長崎市内の3社については(内、島原ドックについては、島原市本社設備を含めて。)9月末まで予定が組み込まれて対応不可であり、唯一、佐世保市の前畑造船(株)が8月25日から29日までの間で使用可能であることが判明した。 よって、取締活動への影響等を考慮した結果、前畑造船(株)を指定して随意契約を行うものである。(前畑造船(株)は「かいおう」建造時の共同企業体の構成員でもある。)	第167条の2第1 項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	水産部	漁業取締室	H24.12.12	24取締船修理第9号 漁業取締船かいおう修理 工事	1,155,000	福岡県古賀市青柳2848 富永物産株式会社九州事業所 所長 植木盛昭	本業務は、漁業取締船かいおうの左舷主機関(MTU16V4000M90)の機関室内制御監視盤ディスプレイの不具合発生に伴う交換修理のためのものであるが、当該主機関の日本国内における取り扱い代理店は富永物産(株)1社のみであり、また、同機関の修理実績を有する業者も同社のみであることから、今回も同社を指定して随意契約を行うものである。	第167条の2第1 項第2号
31	水産部	水産振興課	H24.4.2	平成24年度高付加価値養 殖技術開発事業にかかる クエ養殖試験業務	3,000,000	有限会社三建商事 長崎市三川町1221-13 代表取締役 鶴崎 貞治	本県における民間レベルでのクエ養殖技術の確立を目指すものであることから マハタ等のハタ類の養殖事業の経験が豊富で飼育管理が行き届いており、養殖技術が高いこと。 水温制御できる陸上養殖施設を整備しており、成長、生残、疾病等に関する養殖データを把握して適切に報告する能力を有すること。 2年目の養殖試験については、1年目の養殖試験を実施した実績と養成したクエを有していることなどが条件であり、これまでの養殖事業の実績等を考慮し、(有)三建商事との随意契約としている。	第167条の2 第1項 第2号
32	水産部	水産振興課	H24.4.2	長崎魚市場監視業務委託	15,913,800	長崎魚市株式会社 長崎市京泊3-3-1 代表取締役 中山 士郎	当該業務には、電気、給排水、防火施設などの一般的な監視・点検業務に加え、市場内で行われる水揚げ、荷捌き、発送などの物流体制の把握や各施設の電気、給水施設の設置状況、使用されているジブクレーンや魚体選別機など特殊機器の機能や性能等を熟知すること、またその管理保全方法のノウハウを蓄積することが必要である。 長崎魚市(株)は場内に社屋を構え、当市場の開設時から施設・機器を利用し、その監視や点検に携わっており、本市場の基本的施設や機器及び特殊器材等の機能、性能等を熟知し、施設・機器の異常を即時に発見し、復旧についても即応できる体制にある。 このように、特殊機器の操作等の技能を習得、緊急時でも即応できる体制を構築しており、長年市場の業務運営を円滑に維持してきた実績に基づく信頼性に加えて、場内常駐に伴う管理コストの低減化が図られており、市場の業務運営に支障をきたさない監視体制が確保できる唯一の業者であるため、随意契約としている。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	水産部	水産振興課	H24.4.2	長崎県地方卸売市場長崎魚市場の管理運営に関する業務及び事務委託	78,577,800	一般社団法人長崎魚市場協会 長崎市京泊3-3-1 会長理事 柏木 哲	長崎魚市場内の防犯、保健衛生管理などの秩序保持には、日常的な監督・指導が不可欠である。また、関係条例に基づく届出等の指導、日常業務にかかる市場関係者間の調整には現地での即時対応が必要である。 平成15年度の新長崎漁港水産事務所の廃止に伴い、県が行っていたこれらの業務を委託する必要が生じた。 (一社)長崎魚市場協会は、県、市及び魚市場等の施設を利用して業務を営む者が会員となって組織された団体で、その目的は市場の適切な管理運営であり、防犯委員会や保健衛生管理委員会等を設置して市場全体の秩序維持に取り組んでおり、公平公正に本業務を行える唯一の団体であるため随意契約としている。	第167条の2 第1項 第2号
34	水産部	水産振興課	H24.4.2	長崎県地方卸売市場長崎魚市場統計年報作成業務委託	1,605,240	長崎魚市株式会社 長崎市京泊3-3-1 代表取締役 中山 士郎	長崎魚市場における多種多様な水揚げデータを統計資料として利用するためには、数量のみならず水揚物の流通形態を把握した上での整理、統計表の作成が必須であるため、長崎魚市場の業務について十分熟知し、高度な能力・知識・経験等を要する。長崎魚市株式会社は、長崎魚市場内で唯一の卸売業者として多種多量の水産物を長崎県内はもとより全国に供給しており、長崎魚市場の水産物統計に関する長年のノウハウを蓄積しているため長崎魚市株式会社との随意契約としている。	第167条の2 第1項 第2号
35	水産部	水産振興課	H24.4.2	長崎県地方卸売市場長崎魚市場卸売場棟施設修繕業務委託	7,358,190	長崎魚市株式会社 長崎市京泊3-3-1 代表取締役 中山 士郎	本業務は卸売場棟におけるベルトコンベヤーなどの機器や活魚センターの水槽、ポンプなどの故障に対処する業務である。これらは従来県が行ってきたが、新長崎漁港水産事務所が廃止(H15年度)されたことにより修繕に即応できない事態となり業界関係者から対応策が要望され実施することになった。 長崎魚市(株)は場内に社屋を構え日常始業時の機器点検・稼働チェックを行い、水揚関連機器や水槽・ポンプ等の現況、機能等を把握しており、故障発生時に即応でき、市場の水揚機能や活魚センターの運営に支障を及ぼすことがない管理体制をとることができる業者である。 また、「監視業務」と一体的に実施することで、施設・機器の異常を発見した場合、すみやかに修繕を行うことが可能となっており、これらの業務を切り離すことはできないことから、長崎魚市(株)は唯一の業者であるため、随意契約としている。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	水産部	水産振興課	H24.5.22	平成24年度沿岸漁業新規 雇用促進事業委託	4,300,000	五島市福江町1190-9 五島ふくえ漁業協同組合 代表理事組合長 野口助好 五島市蕨町692-1 片山和彦	研修生雇用受入れを希望する漁業会社等について、平成24年3月16日及び5月14日に業種別組合及び全沿海漁協を通じて募集したところ、片山和彦(マルセイ水産)が希望し、これを五島ふくえ漁協が推薦したため、五島ふくえ漁協及び片山和彦と随意契約を結ぶもの。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
37	水産部	水産振興課	H24.6.12	平成24年度高付加価値養 殖技術開発事業にかかる クロマグロ種苗生産業務 (30万粒)	1,050,000	長崎市高島町2708番地 ㈱長崎高島水産センター 代表取締役 多良敏男	平成24年6月11日に一般競争入札を実施した結果、落札できなかったため、最低入札者と協議し、随意契約とした。	第167条の2 第1項 第8号
38	水産部	水産振興課	H24.6.20	平成24年度沿岸漁業新規 雇用促進事業委託	2,180,000	対馬市上対馬町西泊206 上対馬町漁業協同組合 代表理事組合長 長谷川 洋蔵 対馬市上対馬町西泊162番地 合名会社日昇漁業 代表 荒川 徳政	研修生雇用受入れを希望する漁業会社等について、平成24年3月16日及び5月14日に業種別組合及び全沿海漁協を通じて募集したところ、(名)日昇漁業が希望し、これを上対馬町漁協が推薦したため、上対馬町漁協及び(名)日昇漁業と随意契約を結ぶもの。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
39	水産部	水産振興課	H24.8.20	平成24年度沿岸漁業新規 雇用促進事業委託	1,449,000	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦405-6 郷ノ浦町漁業協同組合 代表理事組合長 塚本 富夫	研修生雇用受入れを希望する漁業会社等について、平成24年3月16日及び5月14日に業種別組合及び全沿海漁協を通じて募集したところ、郷ノ浦町漁協が自薦したため、郷ノ浦町漁協と随意契約を結ぶもの。 なお、国の緊急雇用創出事業であり、その実施要領第5の3には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるもの」となっている。	第167条の2 第1項 第2号
40	水産部	水産振興課	H24.11.14	平成24年度高付加価値養 殖技術開発事業にかかる クエ養殖試験業務	2,100,000	長崎市三川町1221-13 (有)三建商事 代表取締役 鶴崎貞治	平成24年11月13日に一般競争入札を実施した結果、落札できなかったため、最低入札者と協議し、随意契約とした。	第167条の2 第1項 第8号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	水産部	水産加工・流通室	H24.4.2	平成24年度「売り出せ！ 水産ながさき」販路拡大事業に係る 長崎空港ブランドショップ運営業務委託	7,000,000	長崎市多良町1551-4 社団法人長崎県水産加工振興協会 会長 柏木哲	本業務は、平成「長崎俵物」のPRと販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、その情報を認定業者の商品開発や改良等に生かす「アンテナショップ」としての機能を果たすことが求められる。(社)長崎県水産加工振興協会は、認定商品に対する情報に精通し、県内統一組織として水産加工業者に対する指導ができる公益的な性格を持つ法人であり、俵物認定事業など他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能である。	第167条の2 第1項 第2号
42	水産部	水産加工・流通室	H24.8.1	第50回長崎県水産加工振興祭開催事業業務委託	2,440,000	長崎市多良町1551-4 社団法人長崎県水産加工振興協会 会長 柏木哲	本品評会は、国の農林水産祭の参加行事の一環として実施しており、審査の前提となる商品選定及び保管、当日の運営を含めて厳格な申請体制をとる必要がある。 (社)長崎県水産加工振興協会は、県内全域の水産加工品の品質及び製造技術など、高度な専門知識を有し、公益的な性格を持つことから、公平・公正な審査体制を構築できる唯一の機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号
43	水産部	水産加工・流通室	H25.2.7	平成24年度中東及びアフリカ諸国における水産物市場調査	5,000,000	東京都中央区築地2-12-8大広ビル7階 広洋貿易株式会社 代表取締役 八木 俊三	本事業は近年、成長を続ける中東及びアフリカ諸国への水産物輸出促進を目的として実施するものである。 中東及びアフリカ諸国へは、その多くがアラブ首長国連邦の一つであるドバイを経由して輸出が行われていることから、本地域での市場調査が必要不可欠である。また、平成25年2月下旬にドバイで開催される中東最大規模の食品関連見本市である「ガルフード」へ出品することで市場動向や本県産水産物の評価を得ることができ効率的且つ精度の高い調査が実施できる。 これに対応できる企業は、日本産水産物を「ガルフード」にて展示する唯一の企業である広洋貿易株式会社の他にはない。また当社は県内企業との取引もあり、県産水産物に精通している。	第167条の2 第1項 第2号
44	水産部	漁港漁場課	H24.5.31	平成24年度水産基盤整備事業効果調査業務委託	2,257,500	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、より効果的な漁場整備を図るため、標本船調査により魚礁の利用状況や効果を把握するものである。平成21年度からは、より正確な位置情報を収集するため、GPSと同センターが独自に開発した速度解析システムを組み合わせたGPSデータロガー調査を導入しており、同システムに代わるものはない。 このため、当該システムを保有する(社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45	水産部	漁港漁場課	H24.6.19	水産環境整備工事(積算業務委託)	26,250,000	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	本業務は、魚礁設置工事の設計、積算を行うものであるが、その遂行には、使用構造物に関する知識を有し、設置予定海域の海洋学的特性に精通している必要がある。また、設計は使用構造物の決定に関わり、積算は予定価格の決定に関わるものであるため、公平性かつ情報管理が必要とされる業務である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、農林水産大臣の許可のもとに設立された公益法人であり、水産基盤整備事業に関する水産技術及び水産土木技術の専門知識を有する職員で構成され、これまでも本県周辺海域において水産基盤整備事業に関する測量・調査・設計・積算業務を数多く実施していることから、豊富な知識及び経験を有している。また、設計・積算業務に関し公平性かつ情報管理が求められていることから(社)水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号
46	水産部	漁港漁場課	H24.9.7	対馬西部・下五島地区増殖場整備工事(設計業務委託)	45,307,500	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、マダイ等の増殖場造成工事のための測量、調査、設計(配置計画、波浪推算)を行うものであり、その業務内容は、海底地形、底生生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的な知見に加え、過去の漁場造成等との関連性を見るなど、総合的に取りまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する唯一の機関である社団法人水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うものである。	167条の2 第1項第2号
47	水産部	漁港漁場課	H24.10.1	水産環境整備工事(監督補助業務委託)	42,210,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、長崎北、対馬、杵岐、五島地区の魚礁の製作及び沈設工事の品質向上を図るもので、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術が必要とするほか、本業務の対象となる工事は、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮した施工を行うため、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知識を有する県内唯一の機関である(社)水産土木建設技術センター(長崎支店)と随意契約を行うものである。	167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
48	水産部	漁港漁場課	H24.12.27	対馬地区水産環境整備工 事(対馬西2工区 出来形 確認業務委託)	5,932,500	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター長 崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、対馬地区水産環境整備工事(対馬西2工区)の人工海底山脈造成工事の竣工前に、出来形管理基準に基づき出来形の測量を行い、管理基準内に完成しているかを竣工検査時に判断するための出来形を確認する業務である。本業務の報告書に基づき竣工検査を行うことから、調査及び報告書の作成に関しては、公平な判断と当該構造物に関して豊富な知識と経験を有する必要がある。 このため、人工海底山脈の造成に精通し、専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項第2号
49	水産部	漁港漁場課	H25.2.19	水産環境整備工事(積算業 務委託)その2	52,290,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター長 崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は魚礁設置工事の積算を行うものであり、予定価格算出の基礎額を算出するため、守秘義務ならびに公平性の観点から、漏洩防止に対する情報管理が必要である。 このため、漁場造成に関する積算実績を有し、情報管理が県と同等に行い得る、都道府県及び市町村等を会員とする(社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	167条の2 第1項第2号
50	水産部	漁港漁場課	H25.3.6	24漁港増第3-6号 対馬地区水産環境 整備工事 (対馬西3工区 出来形確認業務委託)	5,985,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター長 崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、対馬地区水産環境整備工事(対馬西3工区)の人工海底山脈造成工事の竣工前に、出来形管理基準に基づき出来形の測量を行い、管理基準内に完成しているかを竣工検査時に判断するための出来形を確認する業務である。本業務の報告書に基づき竣工検査を行うことから、調査及び報告書の作成に関しては、公平な判断と当該構造物に関して豊富な知識と経験を有する必要がある。 このため、人工海底山脈の造成に精通し、専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
51	水産部	漁港漁場課	H25.3.14	24漁港増第1-5号 九十九島地区増殖場 整備工事 (設計業務委託)	38,010,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター長 崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の測量、調査、設計(配置計画、波浪推算)を行うものであり、その業務内容には海底地形、底生生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性を見るなど、総合的にとりまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関である(社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	水産部	漁港漁場課	H25.3.22	24漁港保第2-4号 西彼・橋湾地区藻場 造成工事 (設計業務委託)	8,767,500	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター長 崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、藻場造成工事の設計(配置計画、波浪推算)及び設計に係る測量調査を行うものであり、その業務内容には海底地形、底性生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性を見るなど、一連で総合的にとりまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする(社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第11項 第2号
53	水産部	漁港漁場課	H25.3.27	24漁港通第3-13号 水産環境整備工事 (監督員補助業務委託)その2	46,200,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター長 崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、対馬、吉岐、五島地区の魚礁の製作及び沈設工事の品質向上を図るものであり、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、本業務の対象となる工事は周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮した施工を行うため、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知識を有する県内唯一の機関である(社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第11項 第2号
54	水産部	総合水産試験場	H24.4.2	長崎県総合水産試験場魚 介類等管理業務委託	38,269,750	長崎市京泊3-3-1 一般社団法人長崎魚市場協会 会長理事 柏木 哲	本業務には、水産増養殖等の技術等に熟知し、緊急時にも対応できる補助員が必要である。(一社)長崎魚市場協会は、本業務委託について15年の実績があり、緊急時において即時に対応できる地元の人材を育成し、水試の研究内容に対応可能な高度な技術を習得していることから、現在の高いレベルの研究が可能になっている。このように研究補助を実施できる者は当該協会以外にはない。	第167条の2 第11項 第2号
55	水産部	総合水産試験場	H24.7.5	電解ろ過を用いた新たな陸 上養殖システム開発業務 委託	42,630,000	佐世保市小佐々町黒石339-41 (株)ジャパンアクアテック 代表取締役 松尾 重巳	本業務は、同社との共同研究により開発を進めてきた電解ろ過装置(特許申請中)に、地中熱・ヒートポンプシステムを組み込むことで、地中熱を利用した新たな陸上養殖システムについて研究するものである。一体的にシステム整備を行うことが最も効率的であり、共同研究を進めてきた同社以外に本システムを製作・改良することはできない。 なお、同社は、従前から陸上養殖システムの開発を行い、水産工学にかかる研究体制が整っていることから共同研究に携わっている。	第167条の2 第11項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
56	水産部	総合水産試験場	H24.7.21	長崎県総合水産試験場計画 画停電用電源工事	3,060,750	長崎市上町4-3 崎陽電気(有) 取締役 猿渡 信行	<p>6月22日に九州電力から計画停電の準備について発表され、総合水産試験場でも計画停電が行われる可能性がある。仮に実施された場合、取水、送水ポンプ及び餌料棟の冷凍機の一部等は非常用電源によって作動させることができるが、停止することのできない機器の全てが非常用発電機ではカバーされているわけではなく、停止すると現在飼育している稚魚等が死滅または研究には使用できないものになってしまう。このため停電時間をカバーするための発電機のリースを行い、これと機器をつなぐための電源工事(配線)が必要になった。</p> <p>計画停電の対応については、6月7日からバックアップが必要な設備の検討を行っていたところであり、九州電力の広報(2.5時間停電)を受け具体的なバックアップ対象設備の検討を行い、7月6日までに選定を終えた。</p> <p>非常用電源については、不足しているとの情報を受け、先行して7月5日から確保に努め、7月11日までに必要数を確保した。</p> <p>電源工事(配線)については、7月6日から7月13日までに場内配線の確認、工事内容の検討を行い完了しているが、直近で最も計画停電の可能性が高い8月2日に合わせて電源工事(配線)を進める必要があり、また、工期が約2週間かかり、入札及び見積合わせの時間は確保できない。また、当場の電気配線は建設後の幾度にも渡る配線増設等を行っており、短期間で配線を確認して工事可能なのは、当场建築工事当初段階から係わり、当场の状況を熟知している崎陽電気(有)のみであり、1者随意契約とせざるを得ない。</p>	第167条の2 第11項 第5号
57	水産部	総合水産試験場	H24.9.7	陸上養殖プロジェクト推進 事業研究業務委託	3,327,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 片峰 茂	<p>飼育水中の溶存有機物等の性状を蛍光分光法で解析する技術は県内では当該大学以外にない。</p> <p>また、解析したデータをもとに難解性有機物の由来を推定する知見がある当該大学と共同研究するものである。</p>	第167条の2 第11項 第2号